平成２７年（フ）第７３号
千葉県八街市八街に106番地368
債務者　小嶋　良一
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３５号
岡山県倉敷市福田町古新田853番地１　フレンドパーク宙102号
債務者　宮末智恵美
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
高知市廿代町９番３号　シャペル９―814号室
債務者　三浦　由子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６８号
高知市河ノ瀬町67番地１　改住27号
債務者　小田　竜也
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７２号
高知市南万々69番地２　ハイツ森田201
債務者　森部　敬太
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７７号
高知市中宝永町５番６号　Ｙアパルトマン302
債務者　清水　昭久
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４８号
群馬県前橋市南町３丁目16番地３　Ａ―402号
債務者　岡村智恵子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６１号
群馬県前橋市上細井町151番地１　ボヌールシャトー201号
債務者　新井　　希（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
群馬県前橋市広瀬町１丁目５番地11　ファミーユ広瀬101号
債務者　田村　明佳
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８０号
群馬県前橋市下細井町611番地８
債務者　木戸　範和
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
群馬県吾妻郡中之条町大字折田74番地１　町営第２小川団地４－３号室
債務者　桑原美弥子（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８９号
群馬県伊勢崎市曲沢町672番地６　アメニティハイツ赤堀103
債務者　大嶋みち子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０号
埼玉県越谷市東大沢２丁目４番地15　シャルム杉山201、旧住所埼玉県越谷市越ヶ谷５丁目４番33号　アンプルールフェールベルツリーⅢ301
債務者　松本　　愛（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
埼玉県越谷市大字大泊871番地１　センチュリープラザＢ103
債務者　金子　靖代
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
埼玉県吉川市保１丁目24番地６　ランドフォレスト吉川201号
債務者　新井　正浩
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
相模原市中央区矢部３丁目13番８号　日清ハイツ104号室
債務者　遠藤　健一
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９０号
相模原市中央区矢部３丁目13番８号　日清ハイツ104号室
債務者　遠藤菊見こと　金　　菊見
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部